

バーゼル銀行監督委員会による「オペレーショナル・リスクに係る標準的手法の見直し(市中協議文書)」の公表について

2014年11月

金融庁／日本銀行

* 本資料は、バーゼル銀行監督委員会が公表した市中協議文書の内容の理解促進の一助として作成されたものです。バーゼル銀行監督委員会へのコメントを検討される際には、必ず市中協議文書(原文)にあたってご確認ください。また、本資料の無断転載・引用は固くお断り致します。

- 市中協議文書は、国際統一基準行が対象。
- 同文書へのコメント期限は2015年1月6日。
- 新しい標準的手法の最終化や適用開始に係る時期は未定。
- 今回の見直しの主な内容は以下のとおり。
 - ✓ 現行の2つの標準的手法(基礎的手法、粗利益配分手法)を一本化。
 - ✓ 現行の標準的手法の「所要オペリスク資本額＝オペリスク・エクスポージャーの代理指標×掛け目」という大枠は維持。
 - ✓ 現行の標準的手法でみられる問題点の解決策として次の2点を変更。
 - ① オペリスク・エクスポージャーの代理指標: 現行の「粗利益」に代えて銀行のビジネス規模を計測するための「新指標」に変更。
 - ② 掛け目: 現行の「一定の掛け目」に代えて「銀行のビジネス規模に応じた異なる掛け目」に変更(大規模行ほど高い掛け目を適用)。粗利益配分手法で適用されていたビジネス・ライン別の掛け目は廃止。

目次

1. 経緯
2. 現行の標準的手法
 - (1) 概要
 - (2) 問題点
3. 新しい標準的手法
 - (1) 概要
 - (2) 特徴
 - ① 代理指標の変更、② 掛け目の変更、③ 定量的影響度
 - (3) 今後の検討課題
 - ① 預貸金利鞘が極端に厚い(薄い)国等の銀行の取扱い
 - ② 定性的なガイダンス

1-1 経緯

- バーゼル銀行監督委員会(以下「バーゼル委」)は、所要自己資本額の計測における簡索性や比較可能性の観点から、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク(以下「オペリスク」)の全てのリスク・カテゴリーにおいて標準的手法の見直しを実施中。
- オペリスクに関しては、主として以下のような問題点を意識。
 - ① バーゼルⅡ策定時には利用できるオペリスク関連データに重大な制約があり、頑健な枠組みの設計や精緻なカリブレーションが不可能だったこと。

1-2 経緯

- ② 今次金融危機において、標準的手法で計測された所要オペリスク資本額が減少する一方で実際のオペリスク損失額は増加するなど、同手法のリスク感応度に疑念が生じたこと。
- ③ 標準的手法に複数の手法が存在するため、所要オペリスク資本額の計測における簡索性や比較可能性が阻害されていること。

2. 現行の標準的手法

(1)-1 概要

- 現行手法では、「粗利益」をオペリスク・エクスポージャーの代理指標とし、これに「一定の掛け目」を乗じて所要オペリスク資本額を計測。
- 2つの現行手法のうち「基礎的手法(BIA)」では粗利益に一律15パーセントの掛け目を、また「粗利益配分手法(TSA)」では粗利益をその源泉に応じて8つのビジネス・ラインに分解し、各ラインに応じて12～18パーセントの掛け目を乗じる(図表1参照)。

(1)-2 概要

(図表1) 所要オペリスク資本額の計測手法

手法名		所要オペリスク資本額の計測手法
標準的 手法	基礎的手法 (BIA)	粗利益に <u>15%</u> を乗じて得た額の直近3年間の 平均値
	粗利益 配分手法 (TSA)	<u>8つのビジネス・ラインごとの粗利益に、各ライ ンに対応する掛け目を乗じて得た額の合計の 直近3年間の平均値</u> —— ビジネス・ラインの例としては、リテー ル・バンキング(掛け目:12%)、コーポ レート・ファイナンス(同:18%)等。
先進的計測手法 (AMA)		銀行の内部モデルを使用して計測される予想 損失額(信頼区間:片側99.9%、期間:1年)



(注) バーゼル規制上、「粗利益配分手法」を一部改良した代替的手法も存在するが、本邦ではその採用が認められていない。

(2)-1 問題点

- 現行手法では、上述の通り「粗利益」に「一定の掛け目」を乗じることで所要オペリスク資本額を計測するが、粗利益と掛け目にはそれぞれ以下のような問題点が存在する。

① 粗利益

- ✓ 粗利益は収益を測る指標。必ずしもオペリスク・エクスポージャーを適切に反映する指標ではない。
- ✓ 景気後退期には粗利益が減少することに伴い所要オペリスク資本額も低下する傾向にあるが、景気後退期にオペリスク損失額が減少するとは限らない。

(2)-2 問題点

② 掛け目

- ✓ オペリスク・エクスポージャーは銀行のビジネス規模が拡大すると共に非線形的に増大。現行手法では規模に関わらず掛け目が一定であるため、規模が大きい銀行ほど資本賦課が過小となる恐れ。
- ✓ TSAに関し、ビジネス・ライン毎に異なる掛け目を乗じる実証的裏付けが存在しない。

3. 新しい標準的手法

(1) 概要

- 新手法では現行の2手法を1本化したうえで、粗利益に代わる「新指標」に「銀行のビジネス規模に応じた異なる掛け目」を乗じる形で所要オペリスク資本額を計測（図表2参照）。

（図表2）現行手法と新手法の比較

現行手法		新手法	
手法名	所要オペリスク資本額の計測手法	手法名	所要オペリスク資本額の計測手法
基礎的手法	粗利益 × 15%	標準的手法	新指標 × 銀行のビジネス規模に応じた異なる掛け目
粗利益配分手法	8つのビジネス・ラインごとの粗利益 × ビジネス・ラインごとに設定された掛け目（12～18%）		

（注）いずれの手法においても、各年における所要オペリスク資本額を計測のうえ、直近3年間の平均値をとる。

(2) 特徴

①-1代理指標の変更

- 現行手法の「粗利益」に代えて、オペリスクの源泉である銀行のビジネス規模を反映し且つ景気変動を通じて安定的である「新指標」を導入。
- 新指標の構成要素は粗利益とほぼ同じだが(図表3参照)、銀行のビジネス規模を計測する観点から粗利益の場合のように収益から費用を差し引く「ネット」とするのではなく、収益と費用を足し合わせる「グロス」の概念を基本的に採用。またネットとする場合でも、損失超過によって所要オペリスク資本額が減少することのないように絶対値をとるほか、トレーディング勘定に加えて銀行勘定の損益も把握。

①-2 代理指標の変更

(図表3)粗利益と新指標の構成要素の比較

		粗利益	新指標
Interest	資金利益	資金運用収益 －資金調達費用	(資金運用収益 －資金調達費用)の絶対値
Services	役務取引等 利益	役務取引等収益 －役務取引等費用	役務取引等収益 ＋役務取引等費用
	その他 業務利益	その他業務収益	その他業務収益 ＋その他業務費用
Financial	銀行勘定	(含まない)	銀行勘定の ネット損益の絶対値
	トレーディング 勘定	トレーディング勘定の ネット損益	トレーディング勘定の ネット損益の絶対値
Other	その他	受取配当金	(含まない)

(注1) 「新指標」の下線は「粗利益」からの変更点。

(注2) 各項目は必ずしも日本の会計科目と同一でない。

(注3) 「その他業務利益」には他の項目でカウントしているものは含まれない。

②-1 掛け目の変更

- 現行の2手法では銀行のビジネス規模に関わらず「一定の掛け目」を適用しているが、オペリスク・エクスポージャーは規模が拡大すると共に非線形的に増大することが分析で明らかになっている。
- このため新手法では「銀行のビジネス規模に応じた異なる掛け目」を設定（新指標の水準に基づき異なるバケットに区分。大規模行ほど高い掛け目を適用。図表4参照）。
- TSAにおけるビジネス・ライン別の掛け目は、リスク感応度の向上に結び付いておらず、規制枠組みを複雑化させることに繋がっているため廃止。

②-2 掛け目の変更

(図表4) バケット区分と掛け目(暫定)

区分	新指標の水準	掛け目
1	1億ユーロ以下	10%
2	1億ユーロ超10億ユーロ以下	13%
3	10億ユーロ超30億ユーロ以下	17%
4	30億ユーロ超300億ユーロ以下	22%
5	300億ユーロ超	30%

- もっとも、バケット区分ごとに異なる掛け目を設定すると、指標の変動によって一つのバケットから次のバケットに移動する場合に所要オペリスク資本額が非連続的に変化するという、いわゆる「クリフ効果」が発生。
- このため新手法では掛け目の適用に関して、「レイヤード・アプローチ」という計算手法を提案。

②-3 掛け目の変更

- レイヤード・アプローチは新指標の限界的な増分に対してのみ上位バケットの掛け目を適用する仕組みで、これによりスムーズな資本賦課が可能となる(図表5、6参照)。

✓ 例えば、新指標が400億ユーロの場合、

- 第1バケット分: $1\text{億ユーロ} \times 10\% = 0.1\text{億ユーロ}$ 、
- 第2バケット分: $9\text{億ユーロ} \times 13\% = 1.17\text{億ユーロ}$ 、
- 第3バケット分: $20\text{億ユーロ} \times 17\% = 3.4\text{億ユーロ}$ 、
- 第4バケット分: $270\text{億ユーロ} \times 22\% = 59.4\text{億ユーロ}$ 、
- 第5バケット分: $100\text{億ユーロ} \times 30\% = 30\text{億ユーロ}$

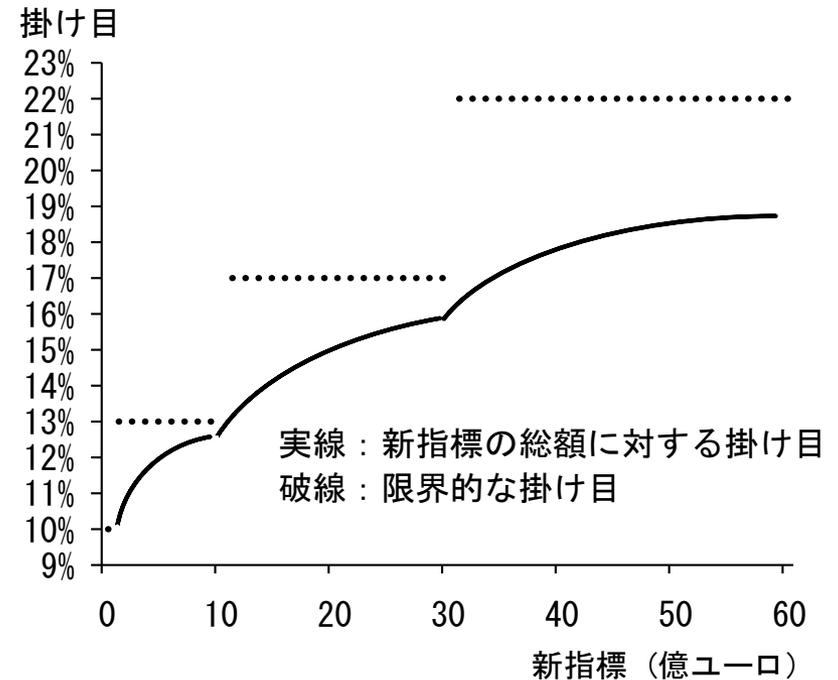
と計算され、所要オペリスク資本額は94.07億ユーロ(=0.1+1.17+3.4+59.4+30)、新指標の総額に対する掛け目(各バケットにおける掛け目の加重平均)は23.5%(=94.07億ユーロ÷400億ユーロ)。

②-4 掛け目の変更

(図表5)レイヤード・アプローチを採用した場合のバケット区分と掛け目(暫定)

区分	新指標の水準	限界的な掛け目	新指標の総額に対する掛け目の幅
1	1億ユーロ以下	10%	10.0%
2	1億ユーロ超 10億ユーロ以下	13%	10.0~12.7%
3	10億ユーロ超 30億ユーロ以下	17%	12.7~15.6%
4	30億ユーロ超 300億ユーロ以下	22%	15.6~21.4%
5	300億ユーロ超	30%	21.4~約30.0%

(図表6)レイヤード・アプローチを採用した場合の掛け目のイメージ(暫定)



③ 定量的影響度

- 新手法の導入により、ビジネス規模の大きい大手行では掛け目が現行手法下よりも高くなることから所要オペリスク資本額が増加する一方、それ以外の先では減少する見込み。
 - ✓ 現行のTSA行のうち、掛け目が小さいビジネス・ライン(リテール・バンキング<掛け目:12%>等)の比重が高い先においては、TSAの廃止に伴い、所要オペリスク資本額が相対的に増加する見込み。
- 市中協議文書で示された掛け目は既存のデータに基づく暫定的なカリブレーション結果を示したものの。現在行っている定量的影響度調査(QIS)の結果次第では掛け目が見直される可能性もある。

(3) 今後の検討課題

① 預貸金利鞘が極端に厚い(薄い)国等の銀行の取扱い

【問題点】

- 預貸金利鞘が極端に厚い(薄い)国等の銀行では、所要オペリスク資本額が過大(過小)になる恐れがある。

【市中協議文書で提案された解決策】

- 新指標の「Interest」部分に調整係数を乗じて、そのボリュームを標準化する。
 - ✓ QISの結果を踏まえて判断。
 - ✓ QISではフィー・ビジネスの比重の高い先についても検討する予定。 17

②-1 定性的なガイダンス

【問題点】

- 現行手法のTSA の採用に当たっては、銀行はオペリスク管理に係る一定の定性要件(オペリスク管理に係る組織体制の構築、オペリスク関連データの収集等)を満たしたうえで当局の承認を受ける必要。
- 新手法の下で現行の2 手法が一本化された後も、バーゼル委としては引続き銀行(特に大規模行)がオペリスク管理に係る高いスタンダードを維持することが重要と判断。

②-2 定性的なガイダンス

【市中協議文書で提案された解決策】

- 新手法ではオペリスク管理の在り方に関するガイドラインである『健全なオペレーショナル・リスク管理のための諸原則』の遵守を全ての銀行に対して求める。
- また大規模行については、「第2の柱」の下でより詳細で具体的なオペリスク管理の定性要件を規定し、その遵守を求める。

以上